

2020年4月17日

京都大学 総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 駒 込 武

TA,RA,OA の賃金保障を求めます

日頃は京都大学の発展のためご尽力されておられますことに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大により、政府は4月8日に緊急事態宣言を発し、こうした状況を受け本学も全学共通科目、学部専門科目及び大学院専門科目のすべての授業を5月6日まで休講する措置をとり、教職員に対しても在宅勤務の推進を通知しています。

一方、こうした対応に伴い、TA,RA,OAが予定していた業務がなくなり、勤務予定をゼロにする勤務変更が行われています。一部の部局ではTA,RA,OAの勤務削減に対して何らの代償措置を講じず、当該のTA,RA,OAから救済を求める訴えが職員組合に届いております。

現在、全国的に緊急事態宣言が発せられる、かつて経験したことがない状況となっておりますが、同緊急事態宣言が事業者等に求める措置は要請にとどまり、従業員の勤務をどのように扱うかは、事業者の判断に委ねられています。また、国立大学は民間事業者と異なり、事業活動の縮小や停止により直ちに事業収入が途絶する経営体ではありません。こうした事実を照らせばTA,RA,OAに対する勤務削減は、事業者都合による休業であると考えます。TA,RA,OAは基本的に本学の大学院生であり、その雇用は彼らの生活を経済的に支えている場合も少なくないことを考えれば、予定されていた勤務に対応する賃金の全額が支払われるべきです。少なくとも、予定されていた勤務日について労働基準法の定める休業手当が支払われなければなりません。

未曾有の事態に直面し、本学の運営に多大な困難が生じていることは重々承知していますが、大学院生を守るためにも適切な対応をとられますよう、強く要求いたします。

以上